

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 公安委員会告示

所管課（室）名

- ・令和6年長崎県公安委員会告示第3号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日）の廃止
- ・令和6年長崎県公安委員会告示第4号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い）の廃止
- ・長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定めるファイルへの記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置、第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い、第7条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準及び第8条第2号に規定する届出の方法

警務課

〃

〃

### 公安委員会告示

#### 長崎県公安委員会告示第36号

令和6年長崎県公安委員会告示第3号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第3条に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができる手続等の根拠となる法令の名称及び条項並びに当該使用を開始する日）は、廃止する。

令和7年12月15日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

#### 長崎県公安委員会告示第37号

令和6年長崎県公安委員会告示第4号（長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定める電磁的記録への記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置及び第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い）は、廃止する。

令和7年12月15日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

**長崎県公安委員会告示第38号**

長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号）第4条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準、同条第3項の規定により公安委員会等が定めるファイルへの記録の要領、同条第4項ただし書に規定する措置、第5条ただし書に規定する措置、第6条の規定により公安委員会等が定める書面等の取扱い、第7条第1項の規定により公安委員会等が定める技術的基準及び第8条第2号に規定する届出の方法を次のように定める。

令和7年12月15日

長崎県公安委員会委員長 長谷川 宏

- 1 長崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（令和3年長崎県公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 2 規則第4条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。
- 3 規則第4条第4項ただし書に規定する措置は、公安委員会等が指定する申請等ごとに、公安委員会等により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ公安委員会が指定する措置とする。
- 4 規則第5条ただし書に規定する措置は、前項に規定する措置とする。
- 5 規則第6条第1項の場合において、規則第4条第2項及び第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。
- 6 規則第7条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。
- 7 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

発行者

長崎市尾上町三番一号

電話直通表  
（八九二五四）

二一一一四

印刷所

長崎市樺島町八番十二号

株式会社クイックプリント  
寺田宏弥ト